　住宅用家屋証明書の郵送申請は、通常の窓口交付よりもお時間をいただきます。

「住宅用家屋証明（新築・未使用）」の郵送申請について

お急ぎの際や、審査に時間のかかる未入居での申請は可能な限り直接窓口までお越しください。

また、郵送での申請にあたっては、必ず下記の必要書類・注意事項等をご確認のうえ、申請してください。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

**１．必要書類**

　　・住宅用家屋証明の申請書類一式

　　　（詳細は[こちら](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/shomei/kaoku/kaokusy2.html)をご確認ください。）

　　・定額小為替（一件1,300円、ちょうどの額を添付してください。）

　　　　立替での対応、釣銭対応はできません。

　　・返信用封筒

　　　　宛先を記入した、レターパック等追跡機能がある返信用封筒を同封してください。

**㊟R6.10月から郵便料金が変わっています、必ず料金をご確認ください。**

料金不足の場合、お送りできません。

　　・担当者氏名と電話番号等の連絡先

　　　　書類の不備等があればご連絡いたします。

**２．送付先**

　〒231-0005　神奈川県横浜市中区本町6-50-10　２階

よこはま建築情報センター（建築局情報相談課）

**３．注意事項**

・郵便事情等により、郵送にかかる日数が通常より遅れる場合があります。

　　郵便トラブル（未着・汚損等）による責任は負担出来ません。ご了承ください。

　・当課に到着したものから順次審査を行いますので、至急で発送して欲しいなどの、証明書の発送日に

ついて個別の要望にはお答えできません。あらかじめご了承ください。

　・書類の不備等によりすぐに証明を交付できない場合がございますので、不備がないか必ず封入前にご確認ください。不備があった場合は電話により連絡を行いますので、日中にご連絡できる電話番号をご記入ください。

建築局情報相談課

TEL：045-671-4503、FAX：045-681-2436

MAIL：kc-jskaoku@city.yokohama.lg.jp

**＜申請前に必ずご確認ください＞**

誤記載や記入もれ、不足書類がある場合は家屋証明書を交付できません。

特に、原本を必要とする書類に不備があった場合は、FAX等では対応できず、改めて郵送または窓口にご来庁のうえ修正をしていただく必要があります。

事前に以下の項目をご確認のうえ、書類をご郵送ください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 確認用チェックリスト |
| □ | 横浜市内の新築・未使用の物件ですか。  （中古の場合、各区税務課土地担当での取扱いとなります。） |
| □ | 横浜市の新築・未使用の申請書・証明書の様式を使用していますか。 |
| □ | 申請日・申請者（又は代理人）氏名は記載されていますか。  持ち分は記入しないでください。 |
| □ | 申請書の取得区分a～f に〇はついていますか。b/d/e の場合、取得年月日は記載していますか。  また、年月日の暦は正しいですか。 |
| □ | ※建売住宅の場合  売買契約書または譲渡証明書等は添付されていますか。 |
| □ | ※長期優良住宅、低炭素住宅の場合  [こちら](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/shomei/kaoku/kaokusy2.html)で案内する添付書類は整っていますか。 |
| □ | 住所・氏名は、住民票（６か月以内）と一致していますか。 |
| □ | 所在地は、登記関係書類の所在地と一致していますか。 |
| □ | 建築年月日は、登記関係書類の新築年月日と一致していますか。  また、年月日の暦は正しいですか。 |
| □ | ※未使用証明書が必要な場合  　原本が添付されていますか。 |
| □ | 居住状況に記載漏れはありませんか。  未入居でのご申請の場合、申立書・現住家屋の処分方法が分かる書類は揃っていますか。  また、入居日予定日が２週間を超える申立書・処分書類でご申請の場合、証明発行可否を確認しましたか。 |
| □ | 床面積は、延べ面積で記載されていますか。 |
| □ | 構造は、登記関係書類と一致していますか。  （車庫等を延べ面積に入れて計算した場合、車庫の構造も併記してください。） |
| □ | ※区分所有建物の取得について  耐火性能欄に〇は付いていますか、また、確認済証・検査済証の添付はありますか。 |
| □ | 申請書・証明書は一致していますか |

**家屋証明郵送交付　Q&A**

Q．家屋証明返送までの日数のめやすは？

A．当課での受理日（※注１）から処理日数（１営業日程度）に加えて、発送日数がかかります。

なお、郵送申請の件数によっては、処理にさらに時間をいただく場合があります。

※11件以上からは10件ごとに、＋１営業日いただきます。

**受理後、１営業日程度**

Q．○○日までに家屋証明を返送してほしい

A．全ての申請に対し、適正に審査をするためのお時間をいただいています、個別のご要望にはお応えできません。申請の際は時間に余裕をもって申請していただき、お急ぎの場合は窓口へのご来庁をお願いいたします。

Q．必要書類・記載の要否について

A．新築の住宅用家屋証明書の必要書類については、原則国交省からの通知に基づき、ご案内しているところですが、未入居にかかる書類等については、明確に定められていないため、各自治体で判断しています。そのため、自治体によってご案内内容が変わる場合がありますので、あらかじめホームページ等でご確認のうえ、ご申請ください。

　 また、ご不明の点等については、情報相談課へお問い合わせください。

※注１　当課での受理日について

市役所への郵送物は、市役所全体の郵送物受領場所で一度まとめて受領され、各部署へ分別されてから当課へ届きます。そのため、通常よりも郵送に日数がかかることをご了承ください。また、これにより追跡サービスなどで到着した扱いになっていても、必ずしも当課に届いている状態ではないことをご承知おきください。